



議案第三十六号

三朝町交通安全対策会議条例の制定について

次のとおり、三朝町交通安全対策会議条例を制定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十六年三月十五日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四十六年三月十八日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町交通安全対策会議条例

(設置)

第一条 交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）第十八条第一項の規定に基づき、三朝町交通安全対策会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 三朝町交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、町の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

(会長及び委員)

第三条 会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、町長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

一 国の関係地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者

二 鳥取県の部内の職員のうちから町長が任命する者

三 鳥取県警察の警察官のうちから町長が任命する者

四 部内の職員のうちから町長が指名する者

五 教育委員会の教育長

6 前項第一号、第二号、第三号及び第四号の委員の定数は、それぞれ一人、一人、

一人及び四人とする。

7 委員は、非常勤とする。

(議事等)

第四条 前各条に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和四十六年四月一日から施行する。